

道路維持作業用自動車手続きの流れ(指定申請)

① 警察署で要件の審査

必要書類

- 指定申請書 1通(余白に「審査で済み」記載入り)
- 申請する自動車の前後左右の写真 1部(車体の両側面と後面が幅150mmの白色帯状でその他の部分が黄色、かつ黄色の灯火が備え付けられたもの)

- ・ 「審査済み証明書」を受け取り、関係書類とともに陸運支局へ

② 陸運支局での手続き

- 自動車検査登録・構造変更検査登録・記載事項変更登録
(車検証に道路維持作業用自動車である旨記載されます。)

③ 公安委員会(窓口は警察署)への指定申請

必要書類

- 指定申請書 2通(余白記載なし 2通)
- 記載事項変更後の車検証(写) 3通
- ナンバーの入った自動車前後の写真 2部
- 使用者が道路管理者以外の場合は、委託契約書等の写し 2部

④ 警察署で指定証を受理(申請手続き完了)

- ・ ①で受けた審査済み証明書と指定証を引き替え。
- ・ 受け取った指定証は申請車両に備え付けてください。

※道路維持作業用自動車として使用しないこととなったときは、指定証を速やかに申請した警察署に返納してください。